知的財産権ライセンス契約に対する独占禁止法による規制

―契約による企業経営に資する知的財産化を考慮して―

青山学院大学法学部特別招聘教授
石田　正泰

目　次

はじめに
１．企業経営における知的財産契約・戦略の考え方
２．知的財産契約の位置づけ：訴訟よりライセンシング
３．契約による企業経営に資する知的財産化
４．知的財産法と独占禁止法の目的
５．知的財産権ライセンス契約における独占禁止法の法定違反類型と違反要件
　５－１　弊害要件
　５－２　行為要件
　５－３　正当化理由要件
　　５－３－１　規制条項の独占禁止法違反性
　　５－３－２　正当化理由
６．知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針
７．知的財産権の権利行使行為と独占禁止法
８．特許実施契約書の作文と独占禁止法
　８－１　競争品の取扱い等の制限（指針第４－４－(4)）
　８－２　販売に関する制限（指針第４－４－(2)）
　８－３　販売価格、再販売価格の制限（指針第４－４－(3)）
　８－４　改良発明等の取扱いの制限（指針第４－５－(8)(9)(10)）
　８－５　不争義務（指針第４－４－(7)）
　８－６　ノウハウ実施契約と不公正な取引方法
　８－７　知的財産権ライセンス契約作文と独占禁止法対応の在り方
９．知的財産法と独占禁止法の調整
まとめ

はじめに

特許権者は特許発明を実施する権利を専有し（特許法第68条）、特許権の侵害者を排除できる（特許法第100条）。一方、独占禁止法は私的独占等を禁止し、フェアーな競争促進を図り、国民経済の発展を図ることを目的とする。知的財産の利用・活用において競争政策は極めて重要である（知的財産基本法第10条参照）。

ところで、独占禁止法第21条は、「この法律の規定は、著作権法、特許法、実用新案法、意匠法又は商標法による権利の行使と認められる行為にはこれを適用しない。」と知的財産権の権利行使行為に対する独占禁止法の適用除外について規定している。また、公正取引委員会が平成19年９月28日に公表した「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針（指針）」は、「技術に権利を有する者が、他の者にその技術を利用させないようにする行為及び利用できる範囲を限定する行為は、外形上、権利の行使とみられるが、これらの行為についても、実質的に権利の行使とは評価できない場合は、同じく独占禁止法の規定が適用される。すなわち、これら権利の行使とみられる行為であっても、行為の目的、態様、競争に与える影響の大きさも勘案した上で、事業者に創意工夫を発揮させ、技術の活用を図るという、知的財産制度の趣旨を逸脱し、又は同制度の目的に反すると認められる場合は、第21条に規定される「権利の行使と認められる行為」とは評価できず、独占禁止法が適用される。」と述べている。すなわち、特許権の排他力は、ある面において経済憲法的に位置付けされている独占禁止法の規制を受けることになる。この考え方は、知的財産法の根本的制度設計に関わるもので、具体的適用を十分注意していく必要がある。知的財産の利・活用は競争政策でシュリンクするのではなく「正当化理由」を確認して積極的に対応すべきである。

知的財産の利用活用は産業発達のエンジン機能であり、競争政策はその標識・ハンドル機能である。結論的に競争政策（独禁法）への適切な対応なしには、戦略的、知的財産の利用活用は不可能である。契約による企業経営に資する知的財産化を考慮して、知的財産の利用に関する独占禁止法の問題を検討する。次の諸点を考慮する。

⑴　経済・産業・文化の発展には、研究・開発・創作が不可欠
⑵　研究・開発・創作にインセンティブを与える法制度が知的財産権法
⑶　特許権等知的財産権は、排他権（独占権か）
⑷　知的財産権（特許発明等）は、活用されなければ無意味
⑸　知的財産権の活用は、自己活用とライセンシング（契約）
⑹　知的財産権契約（ライセンス契約）には、契約自由の原則が適用
⑺　ライセンス契約は、独占禁止法も適用（例外か併用か）
⑻　ライセンス契約の独占禁止法違反性においては、正当化理由が重要
　　プロパテント（Pro Patent）とプロイノベーション（Pro Innovation）の調整、エンジンとハンドルの機能調整が重要。
⑼　知的財産制度の趣旨、目的の具体的内容の検討、整理の必要性
⑽　独占禁止法は、ハンドル機能を基本としてイノベーション促進機能を有する。

１．企業経営における知的財産契約・戦略の考え方

企業経営における知的財産契約・戦略の考え方としては、多種、多様に指摘することができる中で、次の事項が重要である。